

The Overview of the Research Misconducts in Japan From the News-Stories (Part 4)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/393

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

— 新聞報道記事から（その4）—

The Overview of the Research Misconducts in Japan

From the News-Stories (Part 4)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

はじめに

拙稿（文献（1～3）、以下「概観（その1）」等と略記）に続けて本稿では、主に2007年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防を考えるさいの参考資料として供したい。

整理した結果の概要は表1の通りである。件数は合計150件であるが、いくつかの事例は異なる種類の研究不正等が認められるため重複している。また、件数を数えにくい場合もあり、表1の件数は概数である。以下では研究不正を中心に概観したい。

表1：研究不正等の事例件数（2007）

研究不正等の種類	件数	割合（%）
捏造・偽造・盗用	12	8
その他の研究不正	19	13
アカハラ	17	11
セクハラ	30	20
研究費不正	16	11
その他	56	37
合計	150	100

（注）表は主に筆者が持っている2007年の新聞記事等をもとに作成した。表の「その他の研究不正」は不適切な実験管理を含む。「その他」は様々な法律・条約違反などを含む。

重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

重大な研究不正の事例12件は「表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例」にまとめてある。

（1）事例1は、盗用疑惑のため調査された結果、盗用と研究費不正、二重契約などが判明したというものである。F助教授は、特許庁の委託事業・産業財産権研究推進事業で知的財産研究所から知的財産長期在外研究員としてフランスに派遣された。ところが、2004年3月に無断で帰国して4月から明治大学に勤務した（9月まで二重契約、派遣滞在費など不正受給）。また、『特許庁委託 平成16年度産業財産権研究推進事業報告書』に寄せた報告で4研究者の複数論文を盗用し、その報告を知財研に無断で大学紀要に転載した。

（2）事例2は、英国ケンブリッジ大学出版局が1993年に出版した英語書籍に酷似の『基礎音響学』を教授が共著で出版し、教科書として使用したというものである。2005年12月に九大の8教授が連名で盗用疑惑を指摘したが、芸術工学研究院長は口頭で嚴重注意して使用禁止を言い渡すにとどまった。2006年7

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

月に5教授が副学長あてに連名で盗用疑惑と無断コピー販売（1999～2001年度）を指摘し、芸術工学部が調査した。原著出版社への和解金は約60万円で、教授の負担は4分の1だった。

(3) 事例3は、大学院生の実験データ捏造のケースである。大学院生は、良い研究成果をあげて良い就職先を得ることを意識して、修士課程に進んだ。あるとき実験試料を紛失したが、その頃は装置が不調で、同じ試料を直ぐ作れないと考え、実験データを捏造することにした（応用物理学会の若手向け奨励賞受賞のための発表に間にあわせるため）。大学院生は、論文をよく読んで参考にしてパソコンに数値を約1000個入力した。学会発表はうまくいき、奨励賞の内示を受けるとともに、就職活動にも成功した。しかしその後、実験は思うように成功せず、再び実験データを捏造して学会講演し、共著で論文を投稿した。修士論文発表会のさい、データ測定に助手が疑問を持ったことがきっかけで、不正が発覚した。助手から話を聞いた教授が大学院生と面談すると、大学院生はデータ捏造を告白した。教授は、大学院生と何度も議論したが、大学院生が捏造データを工夫したため、疑問を抱かなかった。

調査委員会は、データ取得の詳細な過程を含めて精査を行うべきだと教員のメンタリング（指導監督）責任を指摘するとともに、不正発覚後の指導教授らの対応は適切だったと指摘した。応用物理学会は大学院生の奨励賞を取り消し、また、会長が会員に研究倫理の遵守を要請した。

(4) 事例4は、2006年4月に「再現性がない」等の不正疑惑の訴えを受けて、大阪大学・医学系研究科・研究公正委員会が調査した結

果、想定した結果が出た実験データだけ取り上げて説明していると認定されたというものである。研究公正委員会は、重大な研究不正の証拠はないが、実験がずさんで不備があり、研究不正の疑いがあると結論した。これを受けて医学系研究科・教授会は、研究グループ代表のS教授に論文撤回を勧告した。S教授は、強く反発したが、最終的に論文を撤回した。

なお、S教授の研究グループの別件については概観（その2）表2・事例6で既に取り上げた。

(5) 事例5は、4人の共著（労災補償制度に関する著作）のうち、K准教授の担当した約20頁が、カナダの研究者らの論文等の翻訳だったというものである。2006年4月に労働専門誌が盗用を疑う書評を掲載したので、K准教授は被害研究者に謝罪し、2006年5月に著作を絶版にした。大学は2006年12月に外部の研究者から指摘されて調査した。

(6) 事例6は、日本化学会発行『化学と教育』誌への投稿（研究論文でない）について、同学会の倫理委員会が審理し、著作物の盗用と判定したというものである。会長は、引用の規範遵守を訴えるアピールを学会HPに掲載し、会員に注意を喚起した。

(7) 事例7は、ドイツ人の経済学研究者が10年以上にわたり論文盗用や肩書詐称を繰り返していた、と英科学誌ネイチャーが報道したというものである。この人物は、ドイツ、英国、米国、日本などの大学や研究機関に所属して論文を100本以上発表した。日本では、関西学院大学で教授、一橋大学で客員教授だった。既に引退している。ネイチャーの取材に「不注意だった」などと述べたという。

(8) 事例8は、元大学院生の修士論文が盗

表 2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処など	出典記事、及び、メモ・備考
1	2003～2004年	明治大学・情報コミュニケーション学部	助教授F (45)	盗用、無断転載、研究費不正	懲戒解雇、紀要回収・論文撤回など	文献 (5) 参照。『特許庁委託 平成16年度産業財産権研究推進事業報告書』に寄せた報告で盗用。それを無断で大学紀要に転載。研究費不正なども判明。
2	2002年2月 (著作出版)	九州大学・大学院・芸術工学研究院	教授 (57、男性、音響学)	盗用	出勤停止3カ月、絶版・回収	文献 (6) 参照。英語書籍を盗用して共著を出版。二度目の疑惑告発で芸術工学部が調査して処分。盗用＝著作権侵害の和解金を原着出版社に支払う。
3	2006年12月 (論文掲載)	大阪府立大学・大学院・工学研究科	大学院生 (男性)、教授 F (46、男性、責任著者)、助手 (34、男性)	実験データ捏造 (大学院生)	論文撤回、奨励賞取り消し、停学1カ月、留年	文献 (7) 参照。紛失した実験試料をすぐ作り直さなかったことがきっかけで捏造を繰り返す。データ測定に助手が疑問を持ったことがきっかけで発覚。
4	2004年12月 (論文掲載)	大阪大学・大学院・医学系研究科	教授 S (研究グループ代表)	不正疑惑	論文撤回	文献 (8) 参照。不正疑惑の訴えがあり研究科の研究公正委員会が調査。重大な研究不正の証拠はないが、実験がすすさん等と結論。教授会が論文撤回を勧告。
5	2005年10月 (出版)	神戸市外国語大学・外国語学部	准教授 K (46、男性、経済学)	盗用	論旨解雇、絶版	文献 (9) 参照。共著の担当部分でカナダの研究者の成果を盗用。盗用を疑う書評が掲載され、准教授は被害者に謝罪。大学は外部から指摘されて調査し処分。
6	2007年	日本化学会 (?)	会員 (?)	盗用 (未遂)	原稿不受理、厳重注意	文献 (10) 参照。学会誌への投稿 (研究論文でない) を倫理委員会が審理して盗用と判定。会長は「論文等の盗用に関する注意喚起」を学会HPに掲載。
7	—	関西学院大学 (教授)、一橋大学 (客員教授)	元教授、元客員教授 G (63)	盗用	論文撤回 (複数)	文献 (11) 参照。既に引退したドイツ人の経済学研究が10年以上にわたり論文盗用や肩書詐称を繰り返していたと判明。日本では2大学に所属。
8	2006年	文京学院大学・大学院・経営学研究科	元大学院生 (40代、男性)	盗用 (修士論文)	税理士資格の取り消し、修士号の取り消し (?)	文献 (12) 参照。社会人大学院生として働きながら修士号を取得。その後、税理士資格を取得し開業。後輩の大学院生の指摘がきっかけで発覚。
9	2004～2007年	鹿児島大学 (医学部・歯学部付属病院)	助教・医師 M (38、男性、呼吸器学)	実験データの捏造・改竄	論文撤回、研究費3件の自主返還・辞退	文献 (13) 参照。研究者が雑誌編集者に不審点を指摘。編集者は大学に調査を依頼。大学の調査で助教はデータ改竄を認めた。14論文で不正ありと結論。
10	1999～2007年	北海道大学・大学院・メディア・コミュニケーション研究院	准教授 L (46、中国籍、教育史・異文化理解)	盗用	自主退職、懲戒解雇相当 (退職金不支給)	文献 (14) 参照。匿名の告発メールがきっかけで調査。4論文で盗用ありと結論。処分決定までに新たに3論文で盗用疑惑が浮上 (計7論文)。
11	1998年 (出版)	亜細亜大学	教授 H (60)	重大な事実誤認 (談話)	損害賠償400万円支払い命令 (確定)	文献 (15) 参照。研究書「『南京虐殺』の徹底検証」により名誉を傷つけられたと中国人が著者と出版社を提訴。判決は重大な事実誤認 (談話) を認定。
12	1993～2007年	東北大学	教授・総長 I	不正疑惑 (再現性、捏造など)	6論文撤回 (二重投稿のため)	文献 (16) 参照。2007年5月以降、疑惑告発が続く。二重投稿に限定して調査が行われ、2012年1月に6件確認。I教授と告発側の名誉棄損裁判は継続中。

用だと分かり、税理士資格を失ったというものである。元大学院生は、社会人大学院生として働きながら会計に関する修士論文をまとめ、2006年3月に修了した。そして、修士号取得を要件に税理士試験の一部科目を免除する制度を利用して、税理士資格を取得した。8月に税理士登録し、都内に事務所を構えた。しかし9月、学内の論文集を見た大学院生の1人が「似ている論文がある」と疑惑を指摘した。これをきっかけに大学院が調査し、専修大学の大学院生の論文を盗用したと認定した。指導教授は元大学院生に盗用を確認した。盗用発覚により、元大学院生は、税理士試験の合格と、税理士資格が取り消された。

(9) 事例9は、海外の研究者の指摘がきっかけで研究不正が発覚したというものである。M助教が第一著者の論文を読んだ研究者が雑誌編集者に不審点（図表重複、症例平均値が類似など）を指摘した。編集者は、2006年12月からM助教とやりとりし、論文の元データを提出するよう要請した。しかし、要領を得ないため編集者は、2007年9月に実験データの妥当性に疑惑があると大学に調査を依頼した。大学の調査で、M助教は単独でデータを改竄したと認めた。M助教は、計7人のデータのうち、思うような結果が出なかった5人分について、好都合な2人分のデータを基に、仮説に合うよう改竄したという。

大学は、詳しい動機、共著者の関与、研究費の使途、M助教の他の論文での不正の有無などを調べようとした。しかしM助教は発覚後の11月に遺書を残して自殺した。調査委員会は、M助教が著者の51論文を調査し、計14論文で研究不正（実験データの改竄・捏造、図の使い回し、実在しない協力者の名前を掲載）があったと結論した（2008年5月）。

大学は、この件を重く受けとめ、「鹿児島大学における研究活動に係る行動規範」を一部改正し、「鹿児島大学におけるオーサーシップ・ポリシー」を制定した。また、12月に、M助教の上司で論文共著者の准教授を、不正行為はないが責任を負う立場にある、と戒告処分にした。准教授は「(助教の論文は)専門分野でなく、チェック出来なかった。安易に署名をしてしまった」と話したそうだが、そうすると准教授には名誉著者の疑いが残る。

(10) 事例10は、北大・職員課に2007年7月8日に届いた匿名の告発メールがきっかけで、L准教授の盗用が発覚したというものである。告発メールは盗用1論文を指摘していたが、調査の結果、他の3論文でも盗用があったと結論された。前任の共立女子大学の紀要で2論文、北大の紀要で2論文、計4論文で、ほぼ丸写し、表現酷似などが見つかった。准教授は不服を申し立てず、辞表を提出した(民法の規定により2週間後に退職)。その後、処分決定までに新たに3論文で盗用疑惑が浮上した(計7論文)。そして教育研究評議会で「服務規律に反し、本学の名誉を著しく傷つけた」として懲戒解雇に相当する行為と認定された(大学の規定により退職金不支給)。

(11) 事例11は、南京大虐殺の生き残り体験を語る夏淑琴(78、女性)は生き残った少女とは別人だと主張するH教授の研究書『南京大虐殺の徹底検証』により名誉を傷つけられた、と夏淑琴がH教授と出版社を提訴し、勝訴したというものである(2009年2月に最高裁で確定)。この事例では研究不正の有無は問題になっていないが、地裁判決が「通常の研究者であれば矛盾を認識するはずで、原資料の解釈はおおよそ妥当ではなく学問研究の成果に値しない」と、研究書の主張点の一つで

重大な事実誤認（誤訳）を認定したため、本稿では表に掲載した。

(12) 事例12は、東北大学のI教授（第20代総長）の研究不正・研究費不正の疑惑を訴える匿名文書（2007年5月）を受けて、調査が行われ、疑惑が否定されたというものである。調査では、再実験や研究記録の確認は行われず、共同研究者の事情聴取も不十分で、調査を疑問視する声が学内外からでた。東北大学のO教授ら有志の要望書提出（2008年2月14日）、東北大学・多元物質科学研究所の有志の要望書提出（7月1日）などが続いた。特に、O教授ら有志は、疑惑をHPで訴え、日本金属学会、文部科学省、日本学術振興会などにも働きかけた。

I総長は2010年7月6日に、データ改竄・捏造があったとする告発文をHPに掲載されて社会的評価を失墜させられた、と名誉毀損でO教授ら4人を提訴した。これに対してO教授ら4人は、告発・追及の妨害が目的だ、告発内容が虚偽という指摘は名誉棄損に当たる、と反訴した（8月24日）。

訴訟が始まって間もなく、I総長らの論文が二重投稿と判明して撤回された（11月8日）。O教授らは、I総長らに研究不正があったと大学監事に監査請求を行った（11月9日）。東北大学は、二重投稿の疑義の調査などのため「研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会」（委員長：有馬朗人・元文部大臣）を設置した。同委員会は二重投稿に限定して調査する等と制限された。委員会が報告書を提出するまでに、I総長の論文が二重投稿にあたるため内外の学術誌で相次いで撤回された。

東北大学は、I総長らの6論文に二重投稿があったと認める調査検討委員会の報告書を

公表した（2012年1月24日）。有馬委員長はI総長に猛省を求めた。

I総長とO教授らの裁判は未決着であるため、この事例は後日改めて取り上げる。

その他の研究不正

重大な研究不正にはあたらぬ研究不正19事例は、「表3：その他の研究不正の事例」にまとめてある。その内訳は、遺伝子組み換え生物を不適切に使用した等のカルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）違反の事例が5件、研究等に利用する目的で患者の個人情報自宅に持ち出して紛失・漏洩するなどの事例が3件、患者から同意書を得ずに臨床研究するなど国の倫理指針に違反の事例が3件、放射線障害防止法や原子炉等規正法に違反の事例が4件などである。医学関係の事例が14件、医学を含むバイオ系の事例が15件と目立っている。法律や倫理指針や機関の内規が定められた（改められた）のが最近である場合、その具体的説明（理解）が不十分であることが一因だと思われる。19事例のうち、ここでは利益相反の事例5に触れるに留めたい。

事例5は、インフルエンザ治療薬タミフルの副作用をめぐって利益相反が問題となり、厚生労働省の研究班などから4教授が外されたというものである。

横浜市立大学・医学部・Y教授は、厚生労働省研究班の主任研究者としてタミフル副作用を調査し、因果関係は認められないが、明確な結論には今後の検討が必要だとする報告を提出した。Y教授は、タミフル輸入販売元・中外製薬から奨学寄付金を計1000万円受領したことが問題となり、研究班から外された。

表3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	—	千葉大学・医学部・附属病院	—	個人情報漏洩	—	文献 (17) 参照。患者の個人情報漏洩。
2	—	産業技術総合研究所	職員	放射線障害防止法違反	産総研と自治医科大学を指導（文部科学省）	文献 (18) 参照。自治医科大学から移籍の職員が無許可で放射線同位元素を持ち込み管理区域外で使用
3	2006年12月 (論文掲載)	大阪府立大学・大学院・工学研究科	大学院生、教授下、助手	実験データ捏造、メタ分析	論文撤回、薬効取り消し、等	文献 (19) 参照。表2事例3で大学院生への指導監督責任が問われた。教授：減給など、助手：戒告。
4	2012年 1月24日	財団法人・実験動物中央研究所	—	カルタヘナ法違反	改善策・厳重注意（文部科学省）	文献 (20) 参照。遺伝子組み換えマウス8箱・40匹のうち7箱のふたに穴が空き1匹が逃走・直ぐ回収。
5	(2001～ 2006年度)	4機関	4教授	利益相反	厚生労働省の研究班から除外など	文献 (21) 参照。タフムル問題で横浜市立大学、岡山大学、統計数理研究所、慶応大学からの研究班員等に疑義発生。
6	—	特定機能病院・倫理委員会	156委員会のほぼすべて	国の研究倫理指針に違反	—	文献 (22) 参照。国が策定した医学研究の指針・倫理審査基準について読売新聞社がアンケート調査して結果発表。
7	2007年5月 6日（盗難）	千葉大学・医学部・附属病院	非常勤医師（28、男性）	個人情報紛失（盗難）	患者にお詫びと電話連絡、再発防止など	文献 (23) 参照。盗難被害で患者の個人情報80人分も失う。研究のため持ち出して盗難被害にあった。
8	1976年～ 2007年5月	北里大学・獣医学部	—	放射線障害防止法に違反	施設使用禁止・再発防止策報告書提出（文部科学省）	文献 (24) 参照。放射性同位元素を含む廃液（実験器具洗浄廃液）を配管ミスで一般排水として排水。
9	—	千葉県がんセンターなど3機関	—	カルタヘナ法違反	厳重注意（文部科学省）	文献 (25) 参照。遺伝子組み換え生物を文科相に無確認で使用。他の2機関は、広島大学、シゲタ動物薬品工業。
10	(2004～ 2006年度)	慶応大学・医学部	医学部長・教授	臨床研究に関する倫理指針に違反等	科研費支給（継続）取りやめ（厚生労働省）など	文献 (26) 参照。研究費不正（重複受給）に加え、研究資金源の説明等に不備（臨床研究に関する倫理指針に違反）。
11	(2004～ 2007年)	神戸市立医療センターなど3病院	医師（複数）	国の倫理指針に違反（同意書なし）	患者や家族に謝罪、医師の処分を検討	文献 (27) 参照。神戸市立3病院で、臨床研究や疫学研究で国の倫理指針や院内規定に違反（同意書なし等）。
12	2007年9月 2日と17日	タカラバイオ	研究者	カルタヘナ法違反	厳重注意と再発防止（文部科学省）	文献 (28) 参照。実験室から医薬品開発に使用した遺伝子組み換えウイルスが一般排水に流れ出る。死滅処理せず。
13	2007年9月 18日～22日	東北大学・多元物質科学研究所	—	放射線障害防止法に違反	厳重注意・回収指示（文科省）	文献 (29) 参照。放射性物質セシウム137を内蔵したままの放射線計測装置を試つて一般廃棄物として廃棄。
14	2007年 10月5日	筑波大学・自然系学系	大学院生（女子）	実験管理・安全管理	—	文献 (30) 参照。大学院生が化学実験の後処理中にミスがありフラスコが破裂。重傷者2人。別の学生が頸火。
15	1984年以降	産業技術総合研究所	—	内規に違反	再発防止策を報告（経済産業相）、など	文献 (31) 参照。産総研・特許生物寄託センターで、内規に違反して病原体を受け入れ、取り扱い、管理もずさん。
16	2005年1月～ 2007年3月	千葉大学・大学院・医学研究	—	カルタヘナ法違反	現地調査・厳重注意・再発防止策等提出（文科省）	文献 (32) 参照。自主点検で、文科相の確認なし、学内承認のみで遺伝子組み換え生物を使用したと判明。
17	2007年7月	兵庫医科大学	—	カルタヘナ法違反	現地調査・厳重注意・再発防止策等提出（文科省）	文献 (33) 参照。自主点検で、実験室入口に必要な表示をせずに実験を実施していると判明。
18	2006年9月 (ネット流出)	広島大学・大学院・医歯薬学総合研究科	大学院生・医師	内規違反（患者個人情報持ち出し等）	患者に謝罪（お詫び状送付）など	文献 (34) 参照。広島大学病院で研修医のとき資料作成のため持ち出した患者の個人情報結果的にネット流出。
19	—	横浜国立大学・教育人間科学部	既に退官した2教授（？）	放射線障害防止法に違反	厳重注意・再発防止策報告（文部科学省）	文献 (35) 参照。耐震補強工事の準備中に放射線管理区域外の実験室で無届けの放射性同位元素を見つづける。

岡山大学・M教授は、厚生労働省研究班員だったが、中外製薬から奨学寄付金として計600万円を受領したことが問題となり、研究班から外された。統計数理研究所・F教授は、厚生労働省研究班員だったが、中外製薬から奨学寄付金として6000万円を受領したことが問題となり、研究班から外された。

この背景には、「薬害タミフル脳症被害者の会」や「薬害オンブズパースン会議」が資金提供を受けた教授らを研究班から外すよう厚生労働大臣に要望していたことがあった。班員全員の中外製薬との資金提供の有無・株取得など経済的関係の調査と公表、医師と製薬企業との経済的関係について厳格な規制を導入すること等も要請された。大金を渡しながら企業が何も期待しないはずはない、資金提供で研究が歪められてはならない、ということである。

中外製薬に医薬品行政に携わった厚労省官僚が天下っていたことが判明するなか、厚労相が、奨学寄付金を受けた教授らを研究班から除外すると国会で答弁した。また、奨学寄付金に関する指針作りを首相が厚労相に指示した。

この件には厚労省の予算措置が不十分という事情があった。研究班には厚労省支給の研究費が400万円しかなかった。研究費が不足したため、統計数理研究所に中外製薬から6000万円寄付してもらい、研究班とは別にインフルエンザ臨床症状研究会を作って調査した、ということである。厚労省の担当者は、研究班発足の2005年度から利益相反を意識したが、適切に対処しなかったように見える。

その後、タミフルについて検討する薬事・食品衛生審議会安全対策調査会を始める前に、厚労相は、中外製薬からの寄付金や委託研究

費の受領、タミフルの臨床試験への関与、中外製薬の治験への関与の三点について委員・参考人に確認することにした。そのため、中外製薬の他の薬剤の治験に関わった慶応大学・医学部長・I教授は、調査会出席を辞退した。

アカハラ

アカハラ17事例は「表4：アカハラの事例」の通りである。内訳は、加害者が教員・被害者が学生や大学院生の事例が11件、懲戒処分が重すぎる事例が3件、懲戒権・業務命令権の乱用の事例が1件などである。ここでは2事例に触れるに留めたい。

事例13は、被害者が後期博士課程の大学院生（40代、女性）のケースである。A教授は、理由を説明せず一方的に大学院生を教務補佐員から外すと決定；大学院生が執筆した調査報告書に別の学生の名前を加えるように指示（名誉著者を要求）；大学院生が指導教員を他大学のB教授に変更すると、B教授に大学院生を中傷するメールを送信、等々。大学院生が申し立てたので調査されたが、A教授は事実を認めて反論しなかった。A教授は名誉著者を作る伝統を研究室にもたらしように見える。

事例17は、アカハラ調査が機能しなかったため裁判になったケースである。被害者・原告は女性・元大学院生のA（59）とB（36）の2人で、アカハラ被害の損害賠償を求めて提訴した。大学院在学中に助教は、2002年2月にAが提出した修士論文を教授が第1著者の共著論文として学術雑誌に投稿するように繰り返し要求した。Aが断り続けると、2002年3月に同じ研究室所属でAと親しかったBが「研究理解が不十分」という理由で留

表4：アカハラ事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	— (2003年以降)	愛媛大学・農学部	教授(40代、男性)	アカハラ(研究テーマ強要など)	停職3カ月、処分は妥当(地裁)	文献(36) 参照。大学院生らに研究テーマ強要など。教授は処分無効を求めて敗訴。教授は控訴する方針。
2	—	東京芸術大学	大学、学長、上司の教授	アカハラ(学生との接触禁止等)	感謝料など求めて助教教授(57)が提訴	文献(37) 参照。トラブルを契機に助教教授の授業不担当・学生との接触禁止が決定。復帰を求めて提訴。
3	—	名古屋大学・大学院・環境学研究科	教員	アカハラ	調告	文献(38) 参照。説明なくアカハラの内容など不明。
4	2006～2007年	高崎経済大学・経済学部	准教授(38、男性)	アカハラ(学生指導、過重処分)	懲戒解雇を停職6カ月に修正(復職)	文献(39) 参照。准教授のアカハラ(教育的配慮の欠如など)の懲戒処分を高崎市の公平委員会が修正。
5	2004～2005年	法政大学・文学部・国際日本学研究所	元所長、元教授N(63)	アカハラ、研究費不正	依頼退職、不正分返還(元教授に請求)	文献(40) 参照。修士論文の指導拒否・手伝い強要等。調査中に退職。退職後に研究費不正が発覚。
6	—	広島工業大学	准教授	研究費不正、アカハラ	停職6カ月、依頼退職	文献(41) 参照。研究費不正が判明。卒論作成時期の学生を学外調査に動員したことも判明。
7	2006年4月	山形大学・農学部	教員(60代、男性)	セクハラ、アカハラ	停職3カ月	文献(42) 参照。学部内の投書箱への投書で発覚。被害者は研究室の学生・大学院生。
8	2007年	信州大学・教育学部	准教授M(35、男性、原告)、信州大学(被告)	アカハラ(セクハラ処分が過重)	和解(准教授の自己都合退職を確認等)	文献(43) 参照。セクハラ行為で准教授を論旨解雇。地裁はセクハラ認定、処分無効の判決。高裁で和解。
9	(1999年以降)	鈴鹿国際大学(被告)	—	アカハラ(懲戒権の乱用など)	処分無効、大学側に200万円支払い命令	文献(44) 参照。K教授(原告)が不当な戒告処分を受けたと提訴。最高裁は教授側勝訴(2007年)。
10	(2001～2006年)	三重大学・教育学部	准教授I(50)	セクハラ、アカハラ(暴言など)	論旨解雇	文献(45) 参照。長年に渡り学生にセクハラ・アカハラ。最高裁敗訴、減給、出勤停止を経て論旨解雇。
11	2005～2006年(?)	琉球大学・工学部	教授N(63、男性)	アカハラ(学位取得妨害発言等)	停職3カ月	文献(46) 参照。自分の卒業研究を履修しなかった学生2人を「裏切り者」呼ばわり等々。講義遅刻罰金徴収の別件は概観(その3)表4・事例5を参照。
12	2006年9～12月	県立保健大学(青森市)	教授(54、男性)	アカハラ(中傷メール等)	停職3カ月(青森県)	文献(47) 参照。学長選挙の前後に前学長ら6教員に20教員を中傷するメールを送信。被害2教員が提訴。
13	2005年8月～	大阪市立大学・大学院・文学研究科	教授(52、男性)	アカハラ(中傷メール等)	停職3カ月	文献(48) 参照。被害者は大学院生(40代、女性)。教務補佐員外し、名誉著者の指示、中傷メール等。
14	2006年9月～11月	山梨大学・大学院・医学工学総合研究部	教授(50代、男性、工学系)	アカハラ	減給1万700円、辞任(私大へ移籍)	文献(49) 参照。研究室の女子学生を「ちゃん」付けで呼ぶ等。教授側聞き取り14回。研究室の内紛劇?
15	2002年4月以降	広島大学	教授(40代、男性)	アカハラ	出勤停止10日間	文献(50) 参照。助手3人に対して、退職を迫る言動、差別的・侮辱的な人格を傷つける発言など。
16	1998～2006年	東京大学・大学院	元教授(50代、男性)	アカハラ	論旨解雇相当(退職金の1/3を減額)	文献(51) 参照。研究室の5大学院生に、執拗な叱責・暴行、指導放棄、過重作業の指示等。研究室の2教員に、辞職要求、暴力行為等。調査中に辞職。
17	2002～2007年	京都大学・大学院・文学研究科	京都大学、教授(外国人)、助教	アカハラ(共著・名誉著者の要求など)	アカハラは認定・損害賠償は時効3年で棄却(地裁)	文献(52) 参照。被害者・原告は女性。元大学院生AとB。助教はAの論文を教授が第1著者の共著論文として投稿せよと要求。Aが断るとAと親しいBが留年させられる等。大学のアカハラ救済は遅延・不調。

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

年させられた。AとBの2人は大学に救済を求めたが、その後も教授らの中傷などが続き、Aは2004年12月に退学した。最終的に学内での調停が決裂したのは2007年1月で、Bも11月に退学した。地裁判決は、Aについて、論文を教授との共著にするか決定権は大学院生にあり「何度も共著を迫られ、自尊心を傷つけられた」「指導の域を超えた不当な行為」とアカハラを認定したが、時効は3年として請求を棄却した。また、Bについては、留年処置はAの共著問題と絡んでいないとし、当時の京大の博士課程に留年規定はなく教育的措置を逸脱したとアカハラを認定したが、時効は3年として請求を棄却した。この事例でも、指導教授側が名誉著者を作ろうとした点が注目される。

重大な研究不正に見られる特徴

概観（その1～4）における研究不正等の事例件数は、重大な研究不正39件（「重大な研究不正なし」とされなかった事例、調査中や判断困難などを含む）、その他の研究不正52件、アカハラ53件、セクハラ140件、研究費不正75件、合計359件となった。ここでは、重大な研究不正に見られる特徴について記したい。

職位など	人数（人）	割合（%）
名誉教授	0	0
教授（客員等を含む）	22	51
助教授、准教授	5	12
講師（専任講師）	0	0
助手、助教	4	9
大学院生、学部生	3	7
研究員（各種）	3	7
その他	6	14
合計	43人	100%

まず、「職位など」に注目すると、白楽氏（文献（4）84頁）は、米国では地位が高い研究

者ほど不正をしないが、対照的に日本では、地位が高いほど不正をする（事件全般）、研究不正でも同様である、と指摘している。白楽氏の指摘と一致して、表に見るように、確かに「教授が多い」。その理由として、日本では、新聞記事等になる可能性は地位が高いほど大きいから（大学院生・学部生の研究不正は学内で処理され、公表されることは殆どないであろうから）ということが考えられるが、検討課題である。なお、米国の場合は、研究不正のため排除される研究者がいる一方で、生き残った研究者が徐々に高い地位にのぼるため地位が高い研究者ほど不正が少ない、と理解できるかも知れない。

専門分野	件数（件）	割合（%）
医学系（医歯薬学）	11	28
理工学系	7	18
人文・社会科学系	17	44
教育学系	2	5
その他（不明を含む）	2	5
合計	39件	100%
（参考）バイオ系	13件	33%

「専門分野」に注目すると、白楽氏は、バイオ系や医学系が多い、と指摘している。本稿でもバイオ系や医学系は多いが、白楽氏の指摘とは異なり本稿では「人文・社会科学系がもっと多い」ので、理由などは今後検討したい。

まとめ

日本考古学協会は、石器捏造事件がきっかけで倫理綱領を制定した。同協会では、「問題発生→反省・対策検討→倫理綱領を制定→……」という経緯をたどった。東大の場合、研究倫理のテキスト類を作成して全学配布までしている。

筆者が所属する日本科学史学会の場合、

2011年に、ある会員の問題がきっかけで、研究倫理綱領を制定し、研究倫理委員会を設置して、今後の取り組みを検討している。今まで科学技術史分野では、盗用1件、アカハラ+セクハラ1件の報道があったが、研究倫理委員会などでは報道されなかった事例が何件か話題になった。

我が国では最近まで研究倫理違反は余り問題にならなかった。加えて、殆どの研究者は研究倫理を大学などで学んだことがない。つまり、ルールがテキスト類の形で明確にならないまま推移してきた。研究室の「慣例・伝統・ルール」が「教授→先輩→後輩」等と継承される形で推移してきた。そのため、研究不正で教授が目立つことは気がかりである。

筆者は科学史学会で、学会として研究倫理のルールを明確化し、テキストを整備して普及・啓発に努めるべきだと提案している。そのような取り組みは米国では1980年代に始まっている。加えて筆者は倫理に関する懇談会を定期的開催することも提案している。他の学会の真似では効果がなさそうだし、倫理違反などを掘り起こして事例から問題提起すべきだ、と考えるからである。但し、育った環境の問題点は、気づきにくいし、人間関係から指摘しにくいので、工夫が必要である。同様のことは多くの教育・研究機関にも当てはまると思われる。

文献と注記

本稿における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「朝日20030801」と略記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事である。大学や研究所のHPに掲載されたプレスリリース等につい

ては「産総研20060303W」等と略記している。

- 1) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その1）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第9号 283-291（2009）。この論稿の末尾に次の文献（3）以外の文献6点が記載されている。（正誤の注記：表2の脚注の「表1」は正しくは「表2」である；表3の脚注の「表2」「表1」は正しくは順に「表3」「表2」である；表4の脚注の「表3」「表1」は正しくは順に「表4」「表2」である。）また、表2～4の出典記事の記載が不適切なので、後日適所で訂正する。
- 2) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その2）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第10号 283-296（2010）。表2～4の出典記事の記載が不適切なので、後日適所で訂正する。
- 3) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その3）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第11号 185-198（2011）。
- 4) 白楽ロックビル『科学研究者の事件と倫理』講談社（2011）。
- 5) 読売20070129W「明大助教授、特許庁事業で滞在費1600万不正受給」；朝日20070129W「明大元助教授が論文盗用、海外派遣滞在費の不正受給も」；特許庁20070129W「財団法人知的財産研究所に対する委託事業における不当事案について」；明治大学20070129W「元本学部助教授の懲戒免職処分の処分理由と処分に至る経過について」；朝日20070130W「元助教授の論文「96%が盗用と判断」明大会見」。
- 6) 読売20070127W「九大教授、著書で盗作か？ 大学が調査委設置」；朝日20070127W「九州大教授が盗作か、学部が調査委設置 教科書にも使用」；毎日20070127W「盗作疑惑：九大教授の「音響」本が英国の著書に酷似」；朝日20071009W「英書盗作疑惑の大学教授、3カ月の出勤停止 九州大」；時事20071009W「教授を出勤停止3カ月 著作類似問題 九州大」；毎日20071010W「盗用：

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 九大教授、出勤停止処分に」；西日本20071010W「九州大「盗作」教授を出勤停止 3カ月間懲戒処分 著書は絶版に」；西日本20080726W「教授英書盗作 九大、和解金「肩代わり」本人負担は1／4 学内から批判も」。
- 7) 朝日20070227W「大阪府立大院生が論文データを捏造 理想的な数値1千個」；毎日20070227W「論文ねつ造：大阪府立大院生認める 想像で数値データ入力」；論文データ捏造に関する調査委員会2007年4月W「工学研究科大学院生による論文データの捏造事案に係る調査概要」；大阪府立大学20070511W「大阪府立大学大学院工学研究科大学院生による論文データ捏造に係る教員等の処分について」；応用物理学会20070723W「倫理の重要性について（会員へのメッセージ）」。
- 8) 共同20070614W「論文に不備取り下げ求める大阪大教授会、肥満研究で」；朝日20070614W「阪大教授の論文、教授会が取り下げ勧告 教授は反論」；読売20070614W「大阪大医学部教授会、同僚教授に論文取り下げ要求」；読売20070615W「大阪大 医学論文「不適切」／「都合のよいデータ使用」教授に取り下げ求める」；朝日20071026W「下村教授、サイエンス誌の論文取り下げ「不正行為ない」」。
- 9) 朝日20070727W「論文盗用の准教授を論旨免職 神戸市外国語大」；共同20070727W「准教授が論文盗用 神戸市外国語大、論旨免職」；読売20070727W「海外の論文盗用の准教授、神戸市外国語大が論旨免職」。
- 10) 日本化学会20070801W「論文等の盗用に関する注意喚起」。
- 11) 共同20070809W「独研究者が論文盗用、詐称日本で教員経験も」；毎日20070815W「ドイツ研究者：論文盗用」。
- 12) 共同20070829W「修士論文盗用し税理士に 文京学院大大学院の元院生」；毎日20070830W「論文盗用：税理士試験の修士論文で発覚、合格取り消し」。
- 13) 共同20071011W「研究論文のデータを改ざん 鹿児島大病院の男性助教」；毎日20071011W「データ改ざん：鹿児島大助教が不正 米病理学会誌に掲載」；毎日20071012W「鹿児島大：助教が不正「いいデータ出さず改ざん」」；西日本20071012W「鹿児島大助教 データ改ざん 付属病院勤務医 米雑誌に論文投稿」；南日本20071012W「鹿児島大助教、偽データ論文 米医学専門誌に発表」；鹿児島大学20080516W「学長告辞（学術論文等における不正行為について）」；読売20080517W「自殺の鹿児島大助教、論文14件で不正」；毎日20081226W「鹿児島大病院論文データ改ざん：鹿児島大、共著者の准教授を戒告処分」。
- 14) 北海道大学20071024W「本学教員による研究活動上の不正行為（論文盗用）について」；毎日20071025W「北大：准教授が論文4本で盗用 懲戒処分に」；北海道20071025W「北大准教授が盗用 論文4本、懲戒処分へ」；北海道20071121W「北大論文盗用 准教授、処分前に辞職 退職金支給せず」。
- 15) 朝日20071102W「南京大虐殺本「被害者と別人」名誉棄損認定 東京地裁」；読売20071102W「「南京大虐殺」本の名誉棄損訴訟で著者らに賠償命令」；産経20080521W「2審も著者らに賠償命令 南京事件研究書訴訟」；南京大虐殺・夏淑琴氏名誉毀損事件弁護団20090205W「南京大虐殺・夏淑琴氏 名誉毀損事件弁護団 声明」。
- 16) 河北新報20071227「告発文書は「事実無根」匿名で「東北大井上総長が研究不正」」；河北新報20080214「説明責任徹底を 教授有志が要望書 東北大総長論文問題」；毎日20080417「東北大：井上学長の研究調査で教授ら質問書 日本金属学会に」；河北新報20080724「東北大総長論文問題「疑問への説明は著者がすべき」」；朝日20080905「2教授、学会に再度質問書 学長の論文問題」；朝日20090418「「学会誌に回答なし」 東北大総長論文問題」；河北新報20090422「総長追及関与？ 2人保留 東北大「名誉教授」称号授与」；産経20090709「東北大教授ら「学長の論文に不正」学会に告発」；産経20090710「「総長の論文に不正」東北大教授ら金属学会に告発」；産経20090710「論文“捏造”問題で東北大学長が反論「ありえない中傷」」；産経20090818「東北大学長の“論文告発”受理せず 金属学会」；産経20091121「東北大

長らの論文に「捏造や改竄」大学側、告発書受け付けず」；毎日20100212「東北大：学長の過去の論文に不正 教授らが告発文書」；河北新報20100707「論文不正告発で名誉棄損」東北大総長が提訴」；読売20100708「東北大、学長が教授を提訴 論文で全面対決」；河北新報20100825「名誉傷つけられた」教授グループ反訴へ 東北大総長論文問題」；読売20100910「学長側、教授側とも争う構え 東北大論文訴訟」；テレビ朝日20101108「東北大総長らに論文二重投稿疑惑、海外と国内で」；朝日20101109「東北大総長が論文「二重投稿」？ 共著者が取り下げ」；読売20101110「東北大学長、「論文二重投稿」と監査請求される」；テレ朝ニュース20110623「東北大総長「大学に二重投稿のルールなかった」」；朝日20110625「東北大総長また論文二重投稿 学士院賞受賞業績取り消し」；時事20110627「二重投稿で論文取り消し 学士院賞受賞の1本も 東北大総長」；読売20110627「東北大学長、論文二重投稿 学士院賞の作も」；東北大学20120124「研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書の公表について」；スポーツ報知20120124「東北大学長論文の二重投稿認定」；読売20120124「東北大・井上学長が二重投稿、調査検討委が認定」；共同20120124「東北大、学長論文の二重投稿認定 調査委報告を公表」；河北新報20120125「東北大総長の論文二重投稿 「不適切」調査委認定」；ANNニュース20120125W「東北大総長問題で新たに二重投稿が見つかる」；朝日20120126「東北大総長二重投稿問題、調査委が報告書」；毎日20120315「東北大：論文二重投稿 名誉教授2人、井上学長に辞任要求 研究倫理違反を理由に」。

- 17) 千葉大学20070112W「記者会見のお知らせ」。
- 18) 朝日20070112W「無許可の放射性物質を使用 産総研などを文科省指導」。
- 19) 前掲の文献(7)を見よ。
- 20) 朝日20070302W「遺伝子組み換えマウスが逃亡 成田空港で」；読売20070303W「遺伝子組み換えマウス、一時逃走 成田空港で1月」。
- 21) 読売20070313W「厚労省タミフル研究班教授の講座に販売元800万寄付」；読売20070313W「タミ

フル寄付金、横浜市立大教授が研究への影響を否定」；毎日20070313W「タミフル：中外製薬、厚労省班長の講座に毎年150万円」；毎日20070313W「タミフル：岡山大教授講座にも年200万円の研究資金」；朝日20070314W「タミフル研究班の教授に寄付金「研究に影響ない」」；毎日20070319W「タミフル：研究班2氏辞任を要求 脳症被害者の会」；読売20070319W「寄付金問題の教授、班除外を タミフル被害者らが要望」；赤旗20070320W「タミフル被害者が要請書 厚労省研究班班長は辞任を」；赤旗20070320W「タミフル販売元へ天下り 厚労省医薬局の元課長」；朝日20070320W「厚労省課長、中外製薬に天下り 医薬品担当 国会で質疑」；朝日20070323W「寄付金受けた横田教授ら、タミフル研究班から除外へ」；読売20070323W「寄付受けた教授は除外、タミフル研究班員を入れ替えへ」；朝日20070330W「奨学寄附金の指針作り、首相が指示 タミフル問題で」；毎日20070330W「タミフル：研究資金の提供「ルール作りを」厚労相」；毎日20070330W「タミフル：調査対象企業から資金流用 厚労省が黙認」；朝日20070330W「タミフル研究班、別の教授にも6000万円 中外製薬」；読売20070330W「タミフル販売元からの寄付、厚労省研究班には事前相談」；読売20070402W「「中外」治験関与、慶大医学部長がタミフル調査会辞退」

- 22) 読売20070313W「特定機能病院の倫理委、大半で国の指針違反 読売調査」。
- 23) 千葉大学20070507W「個人情報の盗難について」。
- 24) 朝日20070517W「放射性廃液を一般排水に 北里大獣医学部、76年から」；読売20070517W「北里大、放射性物質の洗浄廃液を30年以上垂れ流し」。
- 25) 朝日20070518W「申請せず遺伝子組み換え生物使用 広島大などに厳重注意」。
- 26) 朝日20070523W「慶大医学部長、研究費を二重受給 国が補助金打ち切り」；朝日20070523W「慶応大の医学部長が陳謝 臨床研究の補助金重複受給で」；毎日20070523W「補助金二重取り：慶応大医学部長が国と財団から」；読売20070523W「研究費を二重受給、慶大医学部長らが国の公募要項に違反」。

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 27) 朝日20070813W「同意書得ず研究のため採血 C型肝炎患者9人から」。
- 28) 読売20070907W「遺伝子組み換えウイルスを一般排水に、文科省が嚴重注意」。
- 29) 読売20071009W「東北大で放射性物質ずさん廃棄、文科省が注意・回収指示」；毎日20071009W「東北大：放射性物質を一般廃棄物として機器ごと廃棄」。
- 30) 日刊スポーツ20071009W「フラスコ破裂で筑波大生が重軽傷」。
- 31) 産業技術総合研究所20071017W「特許生物寄託センターにおける不適切な寄託微生物の受け入れについて」；朝日20071017W「産総研「深く反省」、関係者処分検討 病原体ずさん管理」；毎日20071019W「病原体内規違反：第三者委員会を設置」；毎日20080315W「産総研の違反病原体受け入れ問題：内規違反で関係者処分」。
- 32) 文部科学省20071018W「遺伝子組換え生物等の不適切な使用等についての嚴重注意について」；千葉大学20071018W「遺伝子組換え生物を使用する際の大臣確認手続き漏れに対する文部科学省からの嚴重注意について」；毎日20071019W「千葉大：遺伝子組み換え実験で違反」。
- 33) 兵庫医科大学20071018W「遺伝子組換え生物等の使用等についての嚴重注意について」；文部科学省20071018W「遺伝子組換え生物等の不適切な使用等についての嚴重注意について」。
- 34) 広島大学20071116W「患者さんの個人情報流出について」；中国20071116W「広島大病院の患者情報流出」。
- 35) 神奈川20071129W「無届けの放射性同位元素、実験室で見つかる 横浜国立大」；産経20071130W「横浜国立大で未登録の放射性物質確認」。
- 36) 朝日20070223W「「処分は適法」教授の請求棄却 愛媛大アカハラ訴訟」；産経20070223W「アカハラ訴訟、愛媛大教授の請求棄却 松山地裁」。
- 37) 読売20070312W「教授がパワハラ 東京芸大助教、慰謝料求め提訴」。
- 38) 朝日20070323W「名大、セクハラの助教を懲戒処分 アカハラ教員は訓告」。
- 39) 読売20070409W「教育配慮欠き女学生自殺、高崎経済大准教授を懲戒免職」；毎日20070410W「高崎経済大：准教授を懲戒免職 セミ女子学生の自殺で」；朝日20070410W「学生自殺で高崎経済大准教授、懲戒免職」；朝日20070413W「高崎経済大元准教授、懲戒処分不当で申し立てへ」；朝日20070515W「高崎経済大生自殺問題、懲戒免の元准教授が不服申し立て」；読売20070515W「女子学生自殺で懲戒免職、元准教授が不服申し立て」；毎日20071207W「高崎経済大の女子学生自殺：学生自殺で争点確認 市公平委、初の公開口頭審理」；東京20071222W「揺れ続けた高経大 構造的な問題を示唆」；読売20080329W「高経大ゼミ生自殺 元准教授らを尋問」；共同20080625W「懲戒免職を停職に軽減 アカハラ指摘の准教授」；毎日20080625W「群馬高経大：准教授の懲戒免を停職6月に修正 高崎公平委」；読売20080625W「ゼミの女子学生自殺、高崎経済大准教授の処分を軽減」；読売20080626W「高経大生自殺で処分軽減 免職取り消し停職に 高崎市委裁決 准教授「大学に戻れる」」；朝日20080626W「高経大、免職一転停職に 准教授側「90%の勝利」」；毎日20080626W「高崎経済大の女子学生自殺：公平委「免職は重過ぎる」不適切指導は認定 高経大准教授、停職に修正」。
- 40) 朝日20070425W「法政大元教授が100万円弱の補助金不正経理」；読売20070425W「法大元教授、文科省支給の研究費92万円を不正流用」；朝日20070425W「補助金不正経理の元教授、退職理由はパワハラ 法政大」；法政大学20070426W「公的研究補助金の不正経理について（お詫び）」。
- 41) 毎日20071111W理系白書2007「第3部・科学者の倫理とは 3 アカデミック・ハラスメント／精神的圧迫でうつに／予算・人事掌握 上司絶大、逆らえず」。
- 42) 山形20070618W「学内でセクハラ、アカハラ 山形大農学部教員を懲戒処分」。
- 43) 毎日20070621W「セクハラ：信州大准教授が女子大学院生に關係強要、妊娠」；読売20070621W「女子大学院生と性的關係、信州大准教授をセクハラで解雇」；信濃毎日20070621W「信大が准教授を論旨解雇、女子大学院生と性的關係」；毎日

- 20070621W「セクハラ：信州大が謝罪会見 准教授の論旨解雇処分で」；毎日20070627W「セクハラ：論旨解雇処分の信州大准教授、大学相手に提訴」；毎日20070628W「信州大准教授セクハラ：「セクハラでない」 提訴の准教授、不当性訴え」；毎日20070804W「信州大准教授の解雇無効確認訴訟：信大側、争う姿勢 初弁論」；共同20081024W「信州大のセクハラ解雇は無効 相当性欠くと長野地裁」；読売20081025W「准教授解雇は無効」；信濃毎日20081025W「信大元准教授の解雇処分無効 長野地裁が判決」；共同20081110W「セクハラ解雇は無効判決で信州大控訴」；信越放送20081111W「元准教授の解雇無効判決に信州大学が控訴」；産経20081112W「元准教授の解雇無効判決に信州大が控訴」；信越放送20090326W「信大の元准教授のセクハラ解雇取り消し訴訟で和解」；毎日20090327W「信州大准教授の解雇無効確認訴訟：論旨解雇処分無効など和解」。
- 44) 毎日20070713W「処分無効訴訟：教授側が勝訴、大学側に制裁の意図 最高裁」。
- 45) 朝日20070730W「女子学生の髪を切るなどセクハラ 三重大准教授論旨解雇」；毎日20070730W「三重大学：50代准教授を論旨解雇 女子学生に断髪、暴言」；伊勢20070731W「三重大 人権侵害教員を解雇 女子学生の髪切る」；中日20070731W「セクハラで准教授を免職 三重大「学生への人権侵害」」；読売20070731W「セクハラ行為 准教授を解雇 三重大／女子学生の髪 無理やり切る」；J-CAST20070810W「「美術授業でセクハラやり放題」 三重大准教授ついにクビ」。
- 46) 日刊スポーツ20070814W「アカハラで60代男性教授が停職3カ月」；沖繩タイムズ20070815W「学位取得妨害 琉大教授、停職3カ月」。
- 47) 毎日20070928W「懲戒処分：県立保健大の教授を停職3カ月 学長選絡み、中傷メールを送信」；デーリー東北20070928W「メールで20人中傷 保健大教授を停職3カ月」；毎日20080527W「県立保健大学長選の中傷問題：処分の男性教授、慰謝料や講義出席求め提訴」；毎日20080614W「県立保健大学長選の中傷問題：懲戒の教授が慰謝料請求 大学側は争う構え」；毎日20090718W「県立保健大学長選の中傷問題：訴訟 教授側の慰謝料、請求棄却の判決」。
- 48) 大阪市立大学20071023W「学長談話／教員の処分について」；朝日20071023W「女性院生に嫌がらせ 大阪市大教授、アカハラで懲戒処分」；時事20071023W「院生の中傷メール送付 教授を停職3カ月 大阪市立大」。
- 49) 共同20071130W「学生『ちゃん』付けパワハラ 山梨 大男性教授を減給処分」；ZAKZAK20071205W「女子学生「ちゃん」づけ解雇 裏にちゃんとしたワケ 業を煮やした学生らの内紛劇」。
- 50) 広島大学20071219W「教員の懲戒処分について」；産経20071219W「セクハラ、パワハラで広島大教授を処分」；中国20071220W「広大セクハラ教授に懲戒処分」。
- 51) 東京大学20071226W「元教員によるアカデミック・ハラスメント行為にかかる懲戒処分について」；朝日20071226W「アカハラで元教授を処分 東大、長年いじめや暴力」；産経20071226W「東大でいじめ、暴行 アカハラ元教授を処分」；毎日20071226W「アカハラ：東大が元男性教授を懲戒処分 退職金3分の2に」；読売20071226W「東大が元男性教授を懲戒処分 院生・教員に嫌がらせや暴力」；朝日20071227W「東大元教授のアカハラ「論旨解雇相当」と退職金減」。
- 52) 日刊スポーツ20071227W「アカハラと女性2人が京大を提訴」；共同20100624W「京大教授らのアカハラ認定 大阪地裁、時効で請求棄却」；産経20100624W「京都大のアカハラ認定も時効で棄却 大阪地裁判決」；朝日20100624W「京大教授らのアカハラ、地裁認定 元学生に共著投稿迫る」；読売20100625W「アカハラ 京都大教官らの違法性認定 大阪地裁 時効で京大元院生の請求は棄却」。